

(参考)令和2年度末時点のPCB廃棄物の保管等の状況及び令和3年度末時点への変化量

参考表1-1 PCB廃棄物の保管状況(令和4年3月31日現在)

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	保管量	事業所数	保管量	事業所数	保管量
変圧器(トランス)	76	約360台	11,686	約35,000台	523	約1,300台
コンデンサー(3kg以上)	2,464	約7,000台	4,453	約17,000台	530	約2,400台
コンデンサー(3kg未満)	992	約440,000台	1,686	約73,000台	213	約16,000台
柱上変圧器(柱上トランス)	-	-台	186	約97,000台	11	32台
安定器	4,751	約820,000個	494	約35,000個	339	約33,000個
PCBを含む油	174	約100トン	1,683	約8,300トン	40	約10トン
感圧複写紙	11	約3トン	51	約360トン	0	0トン
ウエス	315	約99トン	1,019	約180トン	49	約5トン
OFケーブル	-	-トン	53	約1,100トン	0	0トン
汚泥	35	約150トン	178	約17,000トン	16	約240トン
塗膜	4	約3トン	467	約1,400トン	4	約0.21トン
その他の機器	103	約18,000台	2,368	約13,000台	110	約320台
その他	605	約630トン	2,850	約9,400トン	143	約65トン

参考表1-2 令和2年度末から令和3年度末時点にかけての保管量の変化量

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	保管量	事業所数	保管量	事業所数	保管量
変圧器(トランス)	-113	約-480台	-1,180	約-13,000台	-98	約-1,400台
コンデンサー(3kg以上)	-3,125	約-11,000台	-413	約-1,000台	-156	約200台
コンデンサー(3kg未満)	-491	約-230,000台	228	約-3,000台	-12	0台
柱上変圧器(柱上トランス)	-	-台	-24	約-53,000台	-3	約570台
安定器	-3,196	約-680,000個	14	約-9,000個	-323	約-5,000個
PCBを含む油	-167	約-210トン	-236	約-900トン	-22	約-2トン
感圧複写紙	-17	約-4トン	-11	約120トン	-9	約-650トン
ウエス	-241	-21トン	-115	約-130トン	-31	約-16トン
OFケーブル	-	-トン	-6	約-1,000トン	-1	-0.001トン
汚泥	-31	約-210トン	-37	約13,600トン	-6	約-140トン
塗膜	0	約2.46トン	70	約400トン	1	約0.05トン
その他の機器	-67	約-7,000台	-411	約-4,000台	-31	約-170台
その他	-395	約-250トン	-107	約-4,600トン	-70	約-85トン

○表1-1及び表1-2において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等(「変圧器(トランス)」、「コンデンサー(3kg以上)」、「コンデンサー(3kg未満)」、「柱上変圧器(柱上トランス)」、「安定器」、「その他の機器」)が台数又は個数で計上できないもの、変圧器等以外で重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。

○PCB等(「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「OFケーブル」、「汚泥」、「塗膜」)については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1ℓ=1kgとして重量に換算して集計した。

○届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下の通り廃棄物・製品の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器(トランス)」は、1,600kgを1台
- ・「コンデンサー(3kg以上)」は、54kgを1台
- ・「コンデンサー(3kg未満)」は、0.26kg又は0.28ℓ、0.002缶をそれぞれ1台
- ・「安定器」は、2.8kg又は1.9ℓ、0.01缶をそれぞれ1個

○「その他の機器」とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

○「その他」は、「その他機器」等を含む全ての廃棄物・製品の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。

参考表2-1 PCB使用製品の所有状況(令和4年3月31日現在)

製 品 の 種 類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	所有量	事業所数	所有量	事業所数	所有量
変 圧 器 (ト ラ ン ス)	13	16 台	9,856	約 40,000 台	1,248	約 3,200 台
コ ン デ ン サ ー (3 k g 以 上)	132	約 440 台	1,012	約 5,500 台	1,621	約 3,300 台
コ ン デ ン サ ー (3 k g 未 満)	51	約 4,500 台	335	約 5,500 台	142	約 1,800 台
柱 上 変 圧 器 (柱 上 ト ラ ン ス)	-	- 台	88	約 4,300 台	7	8 台
安 定 器	587	約 22,000 個	-	- 個	101	約 2,000 個
P C B を 含 む 油	7	約 3 kg	100	約 210,000 kg	4	約 350 Kg
感 圧 複 写 紙	1	約 120 kg	0	0 kg	0	0 Kg
ウ エ ス	2	約 120 kg	1	約 0.10 kg	0	0 Kg
O F ケ ー ブ ル	-	- kg	70	約 220,000 kg	0	0 Kg
汚 泥	0	0 kg	2	約 0.06 kg	0	0 Kg
塗 膜	0	0 kg	242	約 810,000 kg	3	0 Kg
そ の 他 の 機 器	8	46 台	1,230	約 6,200 台	149	約 580 台
そ の 他	12	約 2,000 kg	346	約 5,800,000 kg	34	約 2,000 Kg

参考表2-2 令和2年度末から令和3年度末時点にかけての所有量の変化量

製 品 の 種 類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	所有量	事業所数	所有量	事業所数	所有量
変 圧 器 (ト ラ ン ス)	-13	約-66 台	-697	約-4,000 台	-294	約-700 台
コ ン デ ン サ ー (3 k g 以 上)	-329	約-480 台	-97	0 台	-208	約-200 台
コ ン デ ン サ ー (3 k g 未 満)	-6	約 700 台	-24	約-5,500 台	-18	約 300 台
柱 上 変 圧 器 (柱 上 ト ラ ン ス)	-	- 台	-9	約-1,800 台	0	0 台
安 定 器	-329	約-18,000 個	-	- 個	-72	約-4,800 個
P C B を 含 む 油	-1	約 2 kg	10	約-50,000 kg	-3	0 Kg
感 圧 複 写 紙	1	約 120 kg	0	0 kg	0	0 Kg
ウ エ ス	2	約 120 kg	0	0 kg	0	0 Kg
O F ケ ー ブ ル	-	- kg	-3	約-180,000 kg	0	0 Kg
汚 泥	0	0 kg	0	0 kg	0	0 Kg
塗 膜	0	0 kg	60	約 150,000 kg	-1	0 Kg
そ の 他 の 機 器	-3	-31 台	-111	約-600 台	-6	約-260 台
そ の 他	-3	約 800 kg	10	約 3,200,000 kg	-17	約-1,100 Kg

○表2-1及び表2-2において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等（「変圧器（トランス）」、「コンデンサー（3kg以上）」、「コンデンサー（3kg未満）」、「柱上変圧器（柱上トランス）」、「安定器」、「その他の機器」）が台数又は個数で計上できないもの、変圧器等以外で重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。

○PCB等（「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「OFケーブル」、「汚泥」、「塗膜」）については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1ℓ=1kgとして重量に換算して集計した。

○届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下の通り廃棄物・製品の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器（トランス）」は、1,600kgを1台
- ・「コンデンサー（3kg以上）」は、54kgを1台
- ・「コンデンサー（3kg未満）」は、0.26kg又は0.28ℓ、0.002缶をそれぞれ1台
- ・「安定器」は、2.8kg又は1.9ℓ、0.01缶をそれぞれ1個

○「その他の機器」とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

○「その他」は、「その他の機器」等を含む全ての廃棄物・製品の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。